

別記「総合評価競争入札に関する事項」

安城市の舗装補修工事(赤松工区その2)に係る公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この別記によるものとする。

1 工事の概要

- (1) 工 事 番 号 2026107806
- (2) 工 事 名 舗装補修工事(赤松工区その2)
- (3) 路 線 名 市道 赤松新屋敷3号線ほか
- (4) 工 事 場 所 安城市赤松町地内
- (5) 工 期 123日間
- (6) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札(施工体制確認型)の適用工事である。

2 評価項目及び評価基準

(共通事項)

同工種工事とは、建設業法別表第1に掲げる工事の種類で舗装工事とする。

施工実績は、特に指定の無い場合は、国、地方公共団体及び特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。)の発注工事の元請としての施工実績を対象とする。JVの場合は、代表者の施工実績とする。なお、安城市発注の工事で評価点60点未満の工事は施工実績として認めない。(減点項目を除く)

(1) 企業の技術力に関する事項(配点7点)

評 価 項 目		評 価 基 準	配 点	満 点
安城市発注の同工種工事の前年度(令和7年度)における「安城市優良施工業者」 ※1		該当	1	1
		上記以外	0	
安城市発注の同工種工事の評定点が60点未満の評価実績	前年度から過去3年間(令和5年度から令和7年度まで)の評定点が60点未満の評価実績	1件につき	-1	0
		上記以外	0	
完全週休2日制工事への取組	前年度(令和7年度)に安城市発注の完全週休2日制工事を達成(達成した業種に限る) ※2	2件以上	2	2
		1件	1	
		上記以外	0	
有給休暇や特別休暇等の取得への取組	愛知県休み方改革マイスター企業認定の取組 ※3	取得あり	1	1
		取得なし	0	
就労環境整備の取組	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、女性の活躍促進宣言及び健康経営優良法人認定の取組 ※4	取組が2つ以上	1	1
		取組が1つ	0.5	
		取組なし	0	
若年者雇用	正規社員の雇用実績 ※5	雇用実績あり	1	1
		上記以外	0	
若手技術者の育成	若手技術者の同工種工事に関する国家資格を取得した実績 ※6	1級国家資格	1	1
		2級国家資格	0.5	
		実績なし	0	

(注意)

※1 前年度(令和7年度)において安城市発注の契約金額500万円以上の同工種工事を3件以上竣工し、同工種工事においていずれの工事成績評定も75点以上かつ、全ての工種工事の工事成績評定が65点以上であった業者のうち、工種ごとに平均点の高い上位3社を、「安城市優良施工業者」として認定し加点する。

※2 前年度(令和7年度)に安城市発注の完全週休2日制工事を達成した場合(完全週休2日制工事取組証明の日付が評価対象期間内のもの)、加点する。ただし、達成した業種に限る。

※3 加算点申告表を提出する日の前日時点で、愛知県労働局が発行する愛知県休み方改革マイスター企業認定がある場合、加点する。なお、認定区分は問わない。

※4 本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告表を提出する日の前日時点で、次の取組を行っている場合、加点する。

- (1) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録
- (2) 女性の活躍促進宣言(愛知県が実施するものに限る。)
- (3) 健康経営優良法人認定

※5 正規社員(採用時に29歳以下)の雇用実績に応じて加点する。
該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない。また、落札決定時点で雇用が継続していること。
評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去5年間(60ヶ月)とする。

※6 以下の実績が1つ以上ある場合、いずれかに対し加点する。
(1) 正規社員(資格取得時に35歳以下)が1級国家資格を取得した実績
(2) 正規社員(資格取得時に29歳以下)が2級国家資格を取得した実績
資格取得実績については、落札決定時点で雇用されている企業での取得実績に限る。
評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去3年間(36ヶ月)とする。
いかなる場合においても、点数の合算は行わない。

(2) 地域精通度・地域貢献度等に関する事項(配点9点)

評価項目	評価基準	配点	満点
前年度(令和7年度)までの災害に関する協力事業者登録又は協定締結及び前年度(令和7年度)の活動実績 ※7	活動実績あり	2	2
	登録又は協定締結	1	
	上記以外	0	
建設機械の保有 ※8	5台以上	1	1
	3台以上	0.5	
	上記以外	0	
安城市発注の同工種工事の前年度(令和7年度)における「安城市地域貢献業者」 ※9	10件以上	3	3
	7件以上	2	
	5件以上	1	
	上記以外	0	
障害者雇用の有無 ※10	法定雇用率以上	1	1
	上記以外	0	
更生保護における就労支援 ※11	雇用実績あり	1	1
	協力雇用主登録あり	0.5	
	上記以外	0	
環境配慮の取組 ※12	取得あり	1	1
	取得なし	0	
入札参加資格停止措置 ※13	なし	0	0
	あり	-1	

(注意)

- ※7 前年度(令和7年度)までに登録済又は協定締結済であれば加点し、前年度(令和7年度)に活動実績のある場合はさらに加点する。
災害に関する協力事業者の登録は、安城市災害緊急協力業者(工事)とする。
協定締結は、「災害時における協力に関する協定書(建設協力会)」、「災害時における復旧工事の協力に関する協定」および「災害時における応急対策の協力に関する協定書」とする。
活動実績は、協定等に基づき市が依頼した災害出動とする。
- ※8 自社保有又はリースを対象とし、経営事項審査における対象建設機械と同じとする。
- ※9 前年度(令和7年度)において契約金額500万円以上の同工種工事を5件以上竣工し、全ての工種工事の工事成績評定が65点以上の場合に「安城市地域貢献業者」として認定し加点する。
- ※10 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。)第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で前年度6月1日現在のものをさす。
雇用促進法で雇用を免除されている事業者については、実際に1人以上雇用していれば、加点する。
- ※11 本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告表を提出する日の前日時点で名古屋保護観察所に協力雇用主として登録している場合に加点する。
雇用実績は、上記登録に加えて、同一人物を加算点申告表を提出する日の前日時点から過去1年の間に連続して3か月以上雇用期間(雇用期間の一部または全部が過去1年に含まれていること)があることについて、名古屋保護観察所が発行した「保護観察対象者の雇用に関する証明書」で確認できる場合にさらに加点する。
- ※12 エコアクション21又はISO14001の取得があれば、加点する。
契約先となる本支店が認証されていること。
- ※13 令和5年4月1日から加算点申告表を提出する日の前日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格(一般・指名)停止要綱による停止措置のある場合は減点する。

(3) 施工体制に関する事項(配点15点)

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性 ※	低入札調査基準価格以上の入札で、品質確保のための施工体制が十分確保されると認められる	7.5	7.5
	低入札調査基準価格未満の入札で、品質確保のための施工体制が概ね確保されると認められる	0	
施工体制確保の確実性 ※	低入札調査基準価格以上の入札で、品質確保のほか、適切な施工体制が十分確保されると認められる	7.5	7.5
	低入札調査基準価格未満の入札で、品質確保のほか、適切な施工体制が概ね確保されると認められる	0	

(注意)

- ※ 入札参加資格要件を満たし予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち入札書の内容により施工体制が十分確保されると認められる者にはそれぞれ7.5点を加点する。
低入札調査基準価格未満の入札の場合は、それぞれ0点とする。

3 ヒアリングについて

提出された書類及び資料に対してヒアリングを行うことがある。ヒアリングを行う場合は、その場所、時間等について別途通知する。

4 加算点審査について

(1) 加算点審査に必要な書類

ア 加算点申告表(入札案件毎に提出)

イ 加算点審査申請書(原則、1回の提出とし、提出後に申請(申込)書提出期限が到来する入札から当該年度内の入札に適用するため、提出済の場合は不要とする)

添付書類

・様式第1

・様式第1に該当する資料(表1)

(2) 提出期限

申請(申込)書提出期限

(3) 提出方法

公告文の申請(申込)方法により提出すること。

(4) 変更手続き

加算点審査申請の内容に変更が生じた場合は、(2)の提出期限に、加算点審査申請書および加算点審査申請書添付書類(変更する項目のみ)を提出すること。ただし、評価項目のうち、評価対象期間を過ぎ、加算点の対象外になった場合の変更申請は不要とする。

(5) 審査方法

加算点は、安城市データ、加算点審査に必要な書類に基づき2(1)～(3)評価項目及び評価基準で審査する。加算点審査に必要な書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあり、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、加算点を修正した上、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から次の計算式により減点を行う。

減点＝入札者が申告した加算点－審査した加算点

また、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過小となる評価項目がある場合でも、その評価項目の加算点の見直しは行わない。

(6) 落札者決定

本工事の総合評価競争入札は、標準点(発注者が設定している入札条件を全て満たしている場合に付与する点数)に加算点(評価項目に対する点数)を加え、これを入札価格で除した後1,000,000を乗じた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする除算方式とする。ただし、入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を低入札調査基準価格に置き換えて評価値を算定する。また、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。失格基準価格を下回った額で入札した者の評価値の算定はしないものとする。なお、本工事の総合評価競争入札における標準点は100点とする。

評価値＝{(標準点＋加算点)／入札価格(入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合、低入札調査基準価格)}×1,000,000

評価対象とする国家資格

国家資格の取得実績及び保有については、表1の各建設業の種類に応じた資格を評価対象とする。

1 企業の技術力に関する項目

(1) 若手技術者の同工種工事に関する国家資格：1級国家資格…表1「◎」

(2) 若手技術者の同工種工事に関する国家資格：2級国家資格…表1「○」

表1 評価対象とする国家資格

資格区分	資格等の種類	工事の種類						
		土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士	◎				◎		
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	○				○		
	1級土木施工管理技士	◎				◎		◎
	2級土木施工管理技士(種別:土木)	○				○		○
	1級建築施工管理技士		◎					
	2級建築施工管理技士(種別:建築)		○					
	1級電気工事施工管理技士			◎				
	2級電気工事施工管理技士			○				
	1級管工事施工管理技士				◎			
	2級管工事施工管理技士				○			
	1級造園工事施工管理技士						◎	
	2級造園工事施工管理技士						○	
建築士法 「建築士試験」	1級建築士		◎					
	2級建築士		○					